



三井金属

三井金属鉱業株式会社  
東京都品川区大崎 1-11-1

2015 年 2 月 12 日

各 位

### 当社竹原製煉所における瀬戸内海環境保全特別措置法の申請漏れについて

この度、当社竹原製煉所（広島県竹原市、所長：永瀧 英一）において、瀬戸内海環境保全特別措置法に定める特定施設の許可申請の手続き漏れが判明いたしました。これを受け、本日、竹原製煉所は広島県に許可申請を実施いたしました。今後、広島県のご指導の下、法令に基づく適切な対処を進めてまいります。

当社としては、本件を厳粛に受け止め、竹原製煉所におけるコンプライアンスの重要性を改めて認識・確認いたしまして、今後このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。関係各位には、ご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 瀬戸内海環境保全特別措置法の申請漏れ内容

##### (1) 当該特定施設

- ・ 廃ガス洗浄施設 : 排出ガス中の有害成分を浄化し、環境負荷を低減するための施設
- ・ 湿式集じん施設 : 排出ガス中の粉じんを浄化し、環境負荷を低減するための施設
- ・ 還元槽及び電解施設 : 溶解している金属イオンを金属として析出させて回収するための施設

##### (2) 具体的内容

1973 年 11 月に瀬戸内海環境保全特別措置法が施行され、その時点までに設置されていた特定施設については、全て適正に届出および許可がなされておりましたが、1983 年 9 月に設置した廃ガス浄化施設から申請漏れが生じ始めました。以降、申請して許可を取得した特定施設は 5 施設に止まり、それ以外の 55 施設が申請漏れの状態にありました。

申請漏れの状態にある 55 施設は、そのほとんどが廃ガス洗浄施設および湿式集じん施設であって法定の基準を満たすものであり、環境対策の一環で設置したものです。なお、還元槽及び電解施設については、本日から許可取得までの間、使用を停止いたします。

◇廃ガス洗浄施設および湿式集じん施設（計 42 施設）

（ア）許可を取得せずに設置しているもの（42 施設）

◇還元槽および電解施設（計 13 施設）

（ア）許可を取得せずに設置しているもの（6 施設）

（イ）許可を得て設置したが、その後の変更に関して許可を得ていないもの  
（生産能力増強 3 施設＋生産能力削減 4 施設＝7 施設）

2. 経緯・理由

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の改正に伴って有害物質を使用する特定施設が構造基準を満たしていることを示す図面等の資料を準備していたところ、設置許可を取得した内容と現状とが異なっていることが判明いたしました。

これを受け、直ちに実態調査を開始し、本年 1 月までに瀬戸内海環境保全特別措置法に関する設置許可を得るために必要な事実確認を終えたものです。

申請漏れの状態にある特定施設は、竹原製煉所の管理体制に不備があり、瀬戸内海環境保全特別措置法への申請を行うべき案件が社内の審査の対象から漏れておりました。

3. 環境への影響

排水水質は、何れの項目についても法定の排水基準値以下を満たしております。

以 上

【お問い合わせ先】

三井金属 竹原製煉所 総務課 TEL 0846-22-0600 FAX 0846-22-4333

三井金属 経営企画部 IR・広報室 TEL 03-5437-8028 FAX 03-5437-8029  
Eメール PR@mitsui-kinzoku.co.jp